

医療費給付について

◇治療用装具代の給付対象

治療用装具（医師が治療に必要と認めた場合）



※健康保険が適用される治療のうち、医師の診断書が発行され装着が必要と判断された治療用装具（コルセット等）

◇給付限度額 組合員 1人当たり

P4の歯科以外の医科診療（調剤薬代・治療用装具代含む）と同様

◇治療用装具代の範囲

保険適用された治療において、治療用装具代の12%を学生健康保険から給付します。

◇申請方法

以下の(1)～(7)が必要になります。このうち(6)、(7)は初回申請者のみ提出が必要です。

(1)「医療費給付申請書（治療用装具代）」

※疾病に対して受診した医療機関と装具制作所を月単位にまとめて申請

(2) 医療機関の診断書または、それに準ずる証明書（コピー可）

(3) 領収証「装具代として」

※原本が提出できない場合、原本提示の上コピーを提出

(4) 医療機関及び薬局領収書台紙

(5) 学生証

(6) 給付振込口座届【初めて給付申請する方、口座変更したい方のみ】

(7) 銀行通帳のコピー（表紙の次ページ見開き部分）

※通帳で銀行名・支店名・口座カタカナ氏名・口座番号がわかる部分



